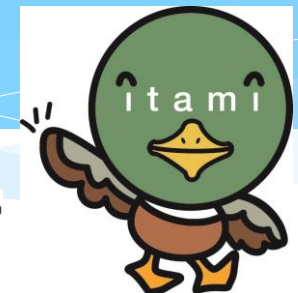


都市計画道路 山田伊丹線 昆陽泉町工区

事業概要説明会

都市交通部道路室
道路建設課

伊丹市マスコット たみまる



目次

- ◆ 山田伊丹線の概要
- ◆ 道路整備による効果
- ◆ 事業認可区間の概要
- ◆ 事業認可について（告示内容）
- ◆ 事業認可に伴う制限・制度等について
- ◆ 今後のスケジュールについて



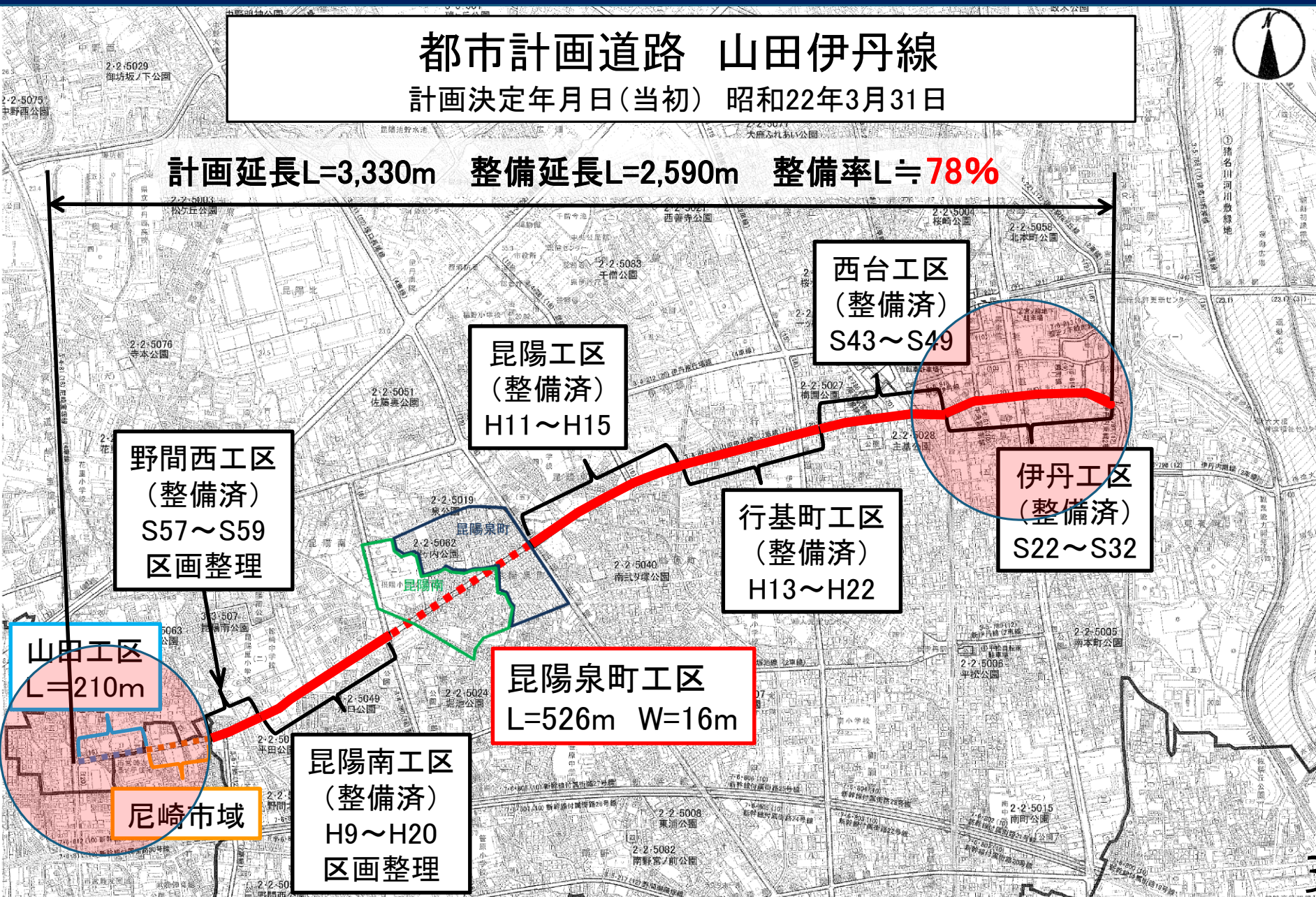
伊丹市

山田伊丹線の概要

都市計画道路 山田伊丹線

計画決定年月日(当初) 昭和22年3月31日

計画延長L=3,330m 整備延長L=2,590m 整備率L÷78%



目次

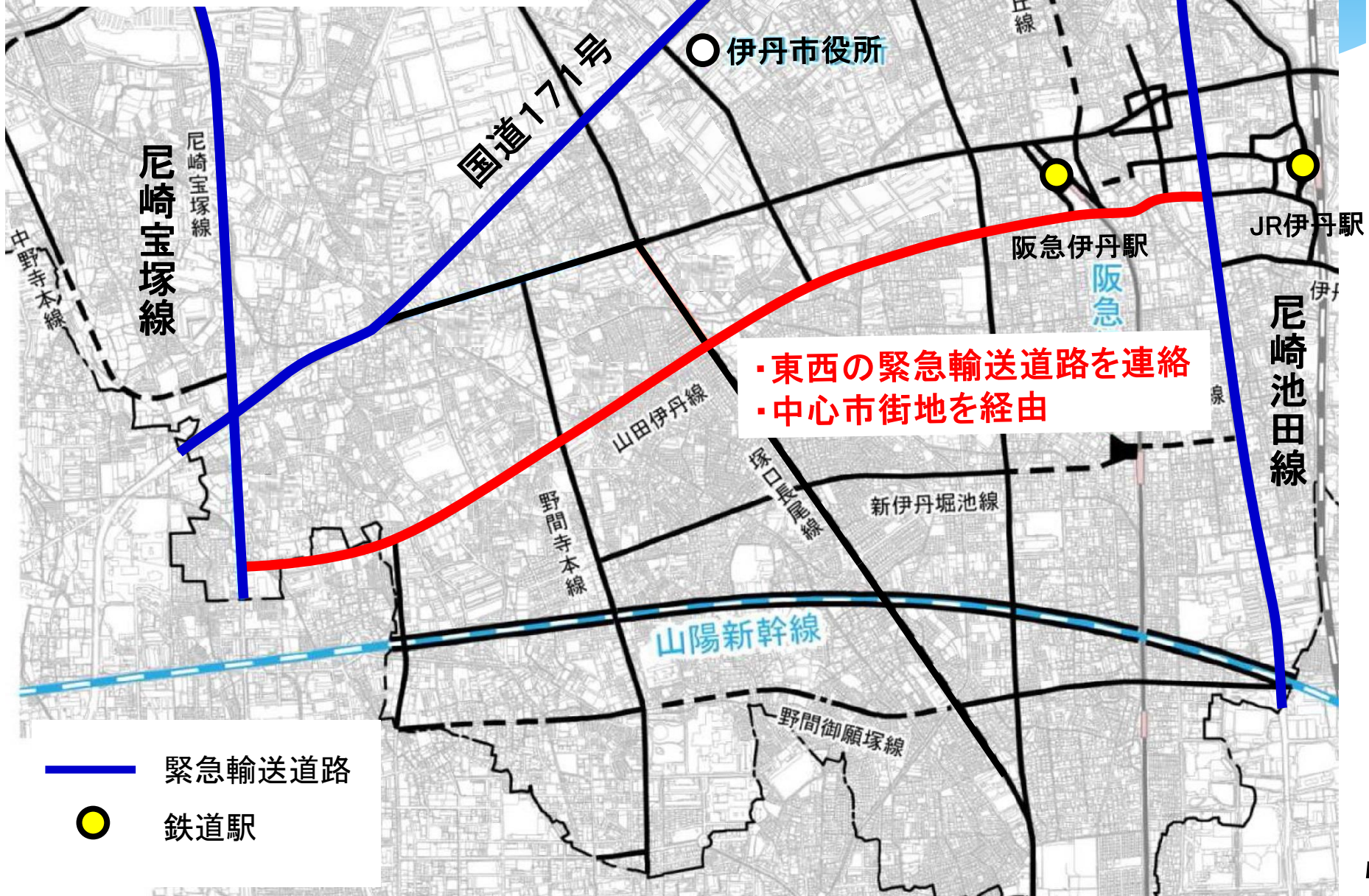
- ◆ 山田伊丹線の概要
- ◆ 道路整備による効果
- ◆ 事業認可区間の概要
- ◆ 事業認可について（告示内容）
- ◆ 事業認可に伴う制限・制度等について
- ◆ 今後のスケジュールについて



伊丹市

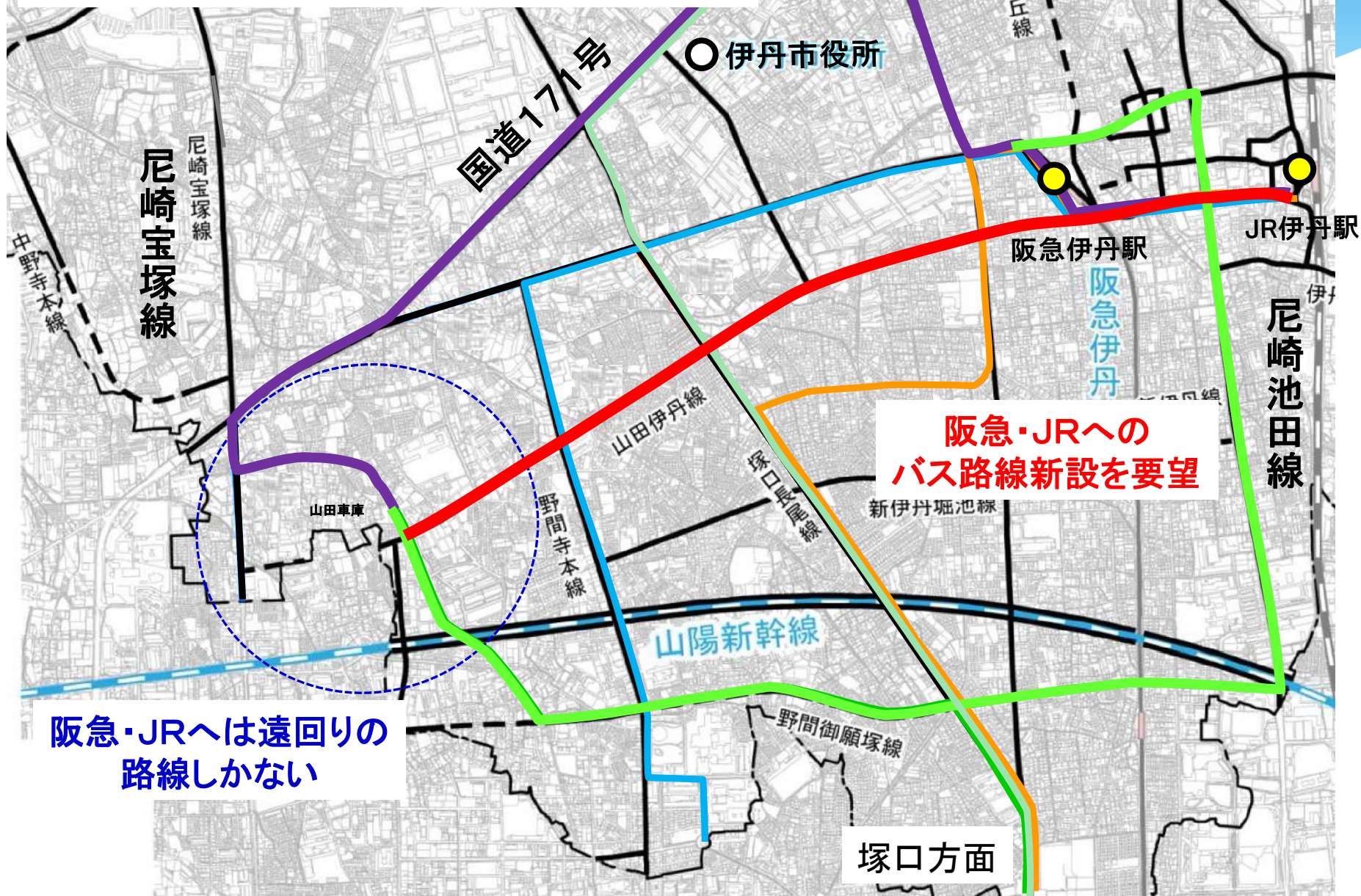
道路整備による効果

～緊急輸送道路へ直結～



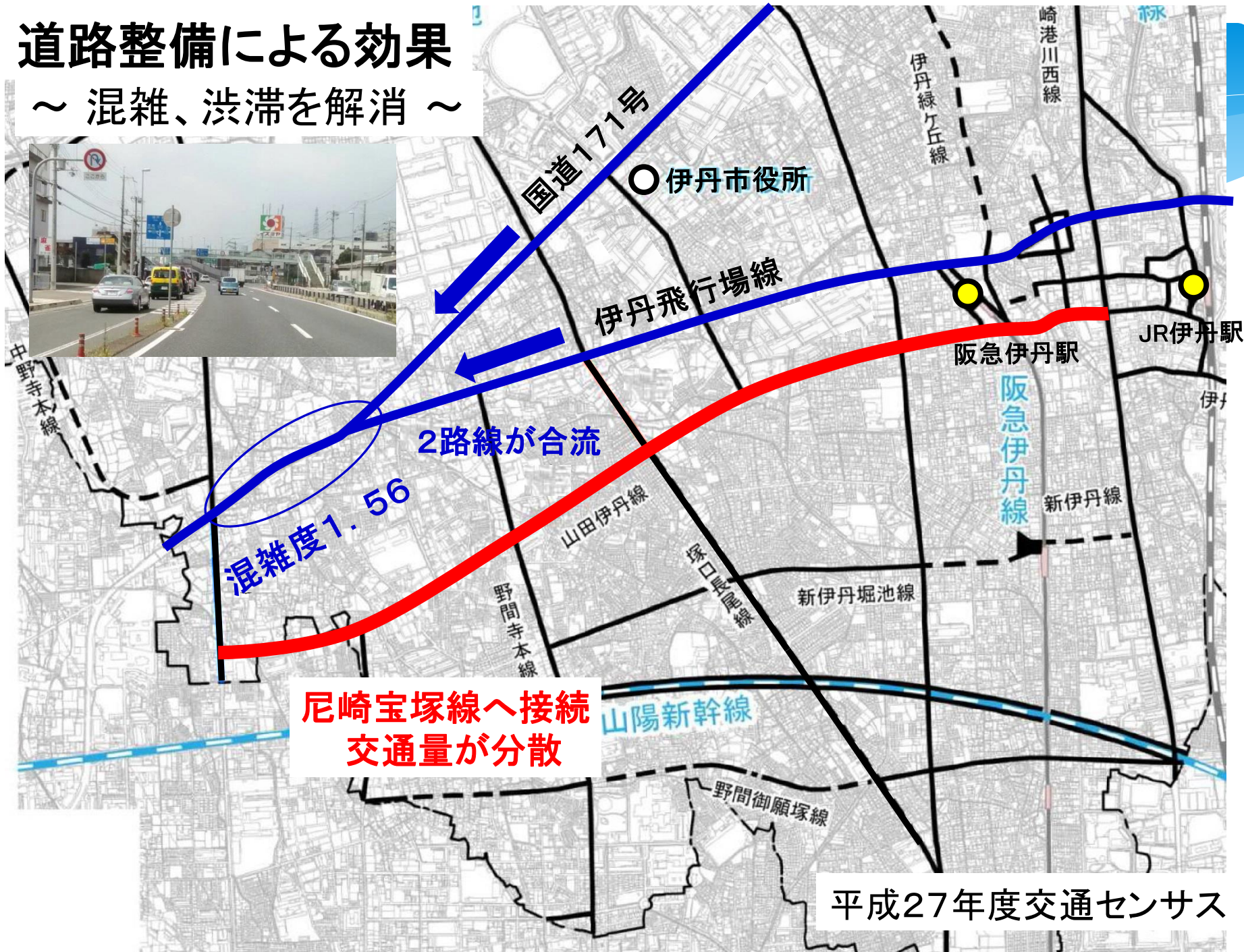
道路整備による効果

～中心市街地への利便性が向上～



道路整備による効果

～ 混雑、渋滞を解消 ～



尼崎宝塚線へ接続
交通量が分散

平成27年度交通センサス

道路整備による効果

～歩行者や自転車が安全に通行できる空間を創出～

伊丹市自転車ネットワーク計画

自転車歩行者道（指定無）



歩行者と自転車が混在

歩行者や自転車が安全に通行可能

自転車レーン



自転車歩行者道（指定有）

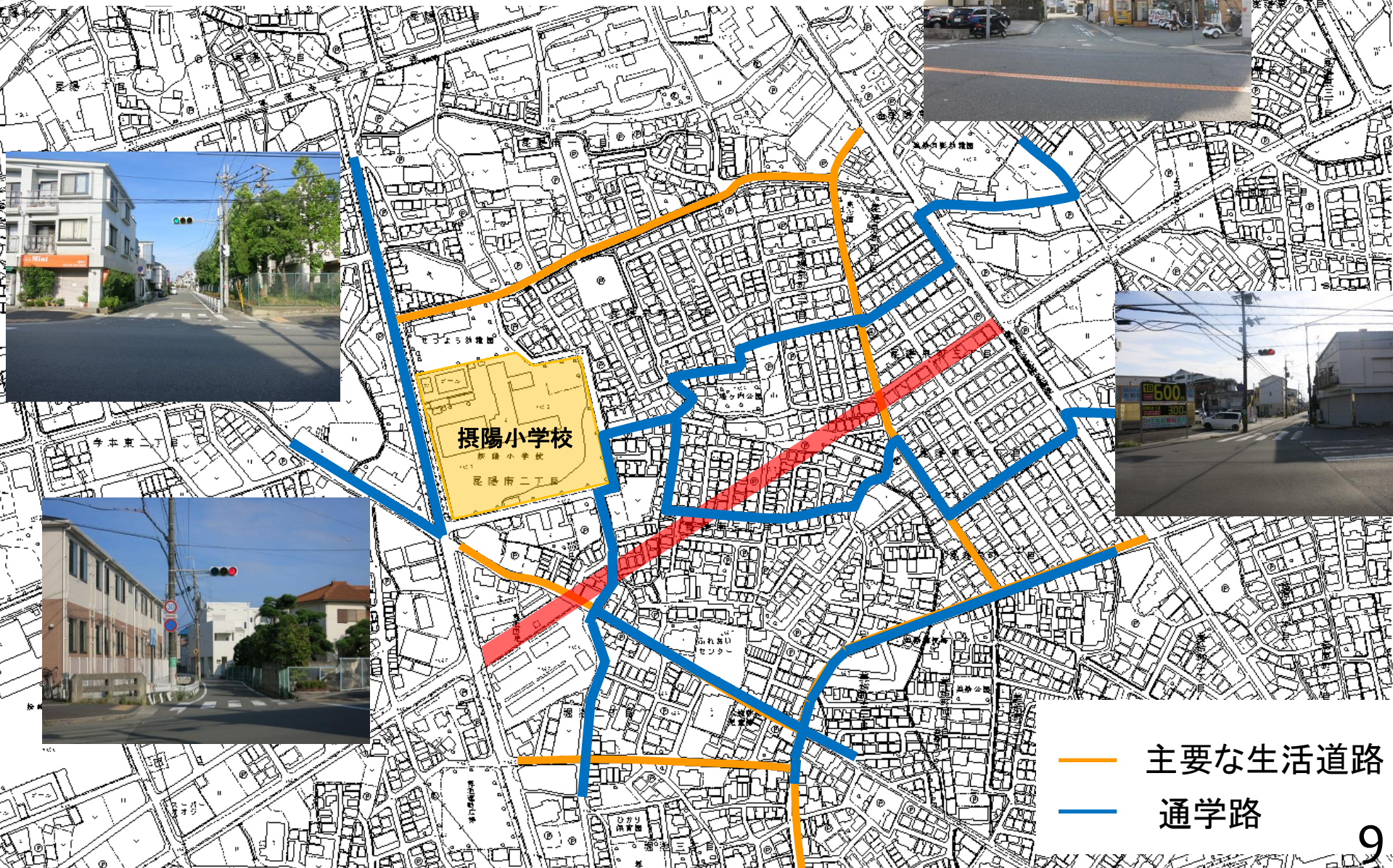


凡例

- 自転車歩行者道（指定無）
- 自転車レーン
- 自転車歩行者道（指定有）
- 整備時に検討

道路整備による効果

～通学路の安全を確保、通過交通が減少～

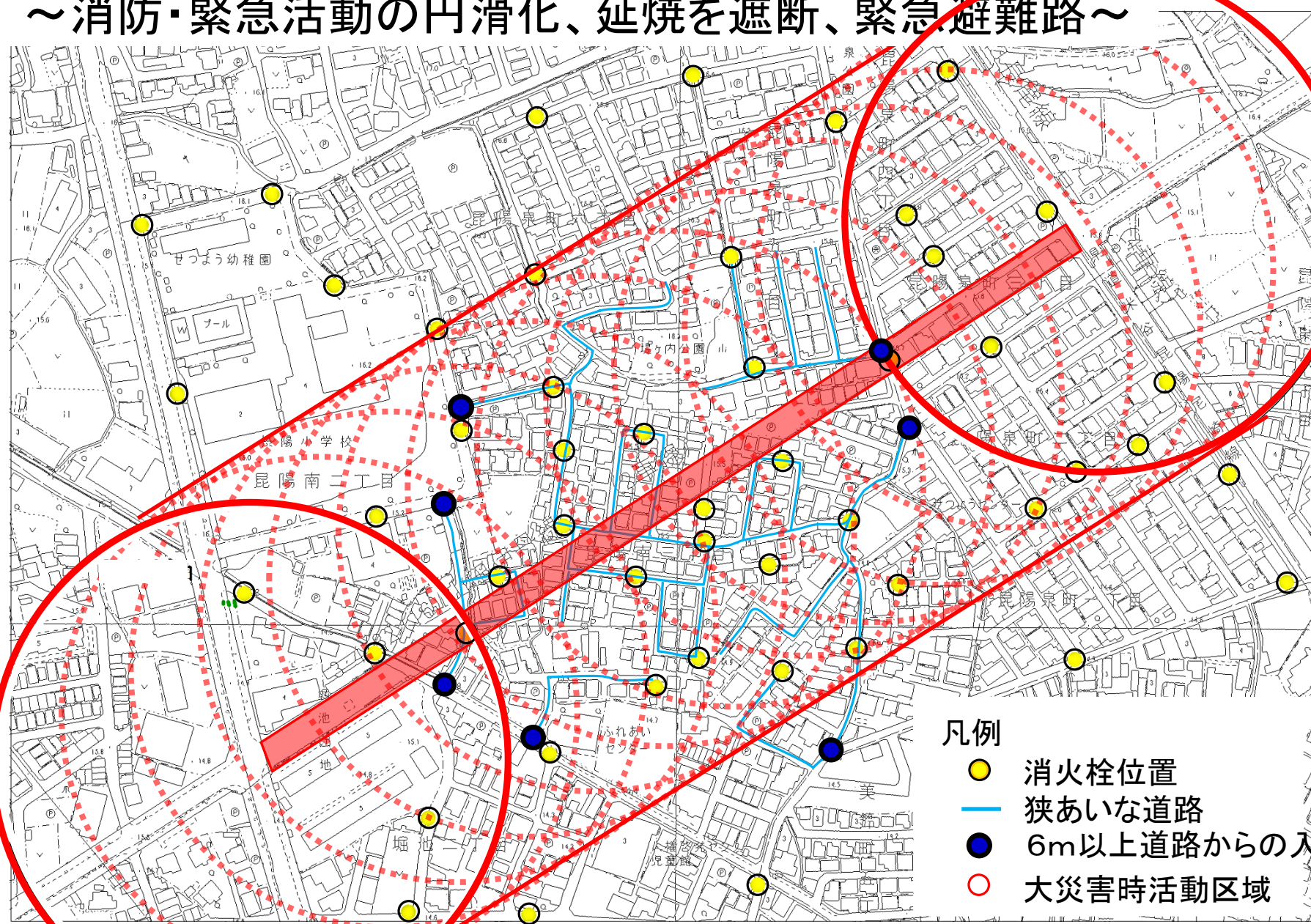


— 主要な生活道路
— 通学路

道路整備による効果

半径140m

～消防・緊急活動の円滑化、延焼を遮断、緊急避難路～



目次

- ◆ 山田伊丹線の概要
- ◆ 道路整備による効果
- ◆ 事業認可区間の概要
- ◆ 事業認可について（告示内容）
- ◆ 事業認可に伴う制限・制度等について
- ◆ 今後のスケジュールについて

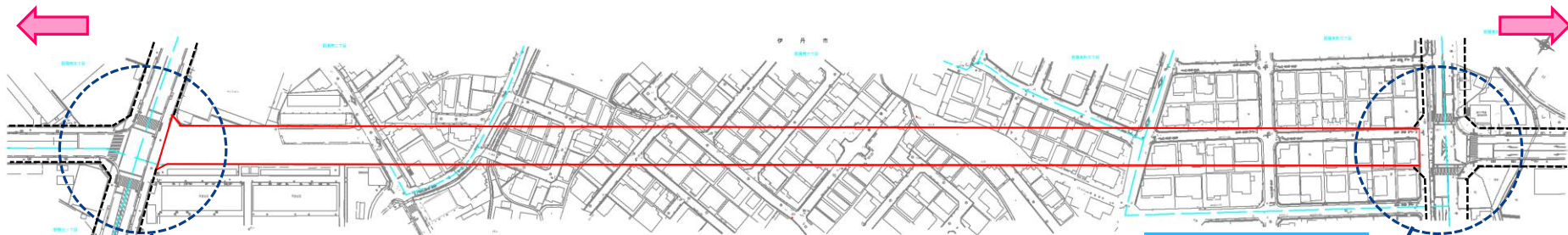


伊丹市

都市計画道路の概要（①道路平面線形）

至 山田

至 伊丹駅



起点部交差点

終点部交差点

市道 昆陽車塚線

県道 米谷昆陽尼崎線



都市計画道路の概要 (②道路縦断線形)

◆堀池2丁目、昆陽南2丁目付近

至 山田



至 伊丹駅



市道
昆陽車塚線

市道

市道

市道

勾配0.2%



勾配1.4%



勾配0.3%



昆陽南二丁目

昆陽南五丁目

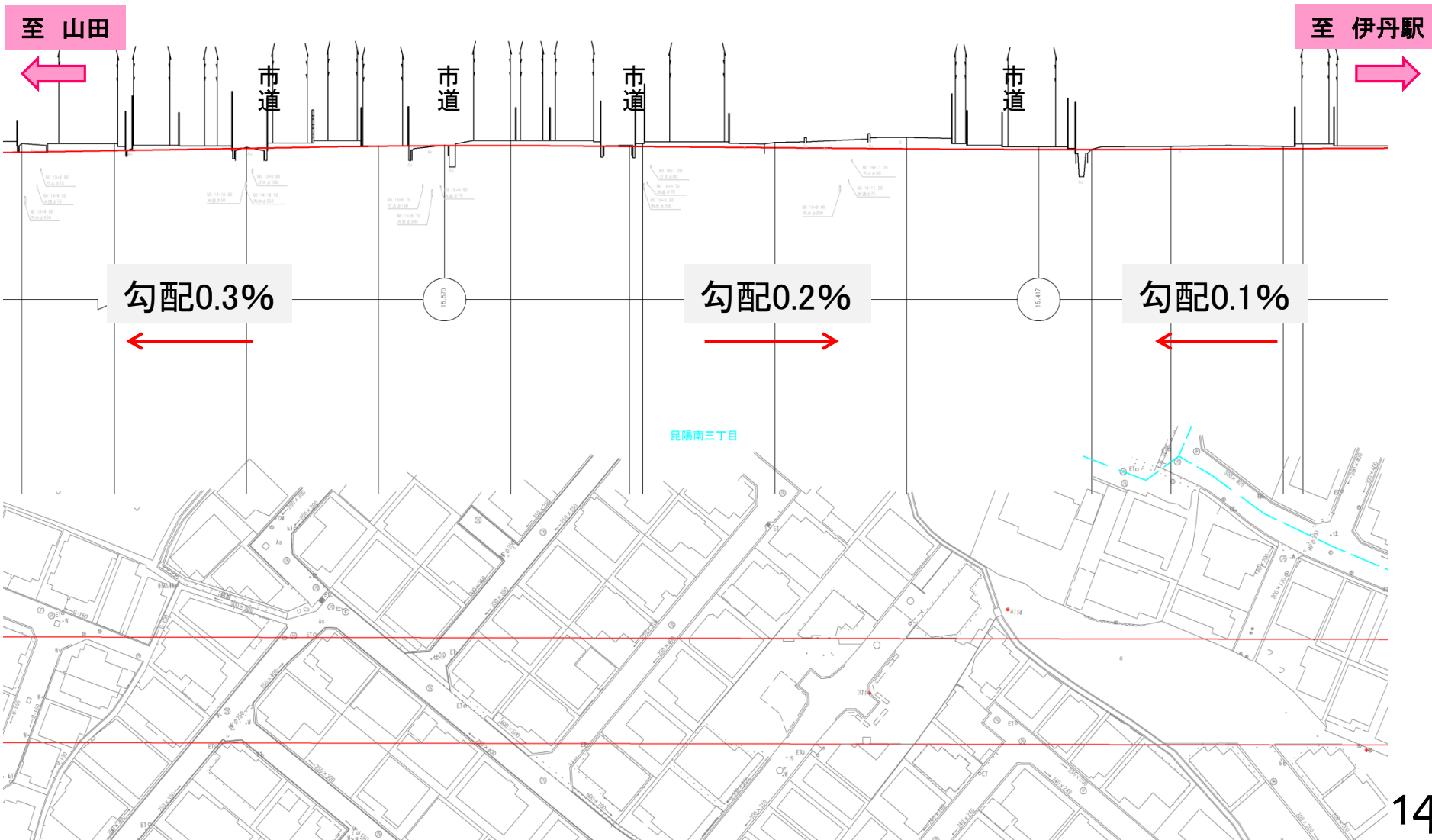
マンション

市営住宅

市営住宅

都市計画道路の概要（②道路縦断線形）

◆ 昆陽南3丁目付近



都市計画道路の概要 (②道路縦断線形)

◆ 昆陽南3丁目、昆陽泉町3丁目付近

至 山田

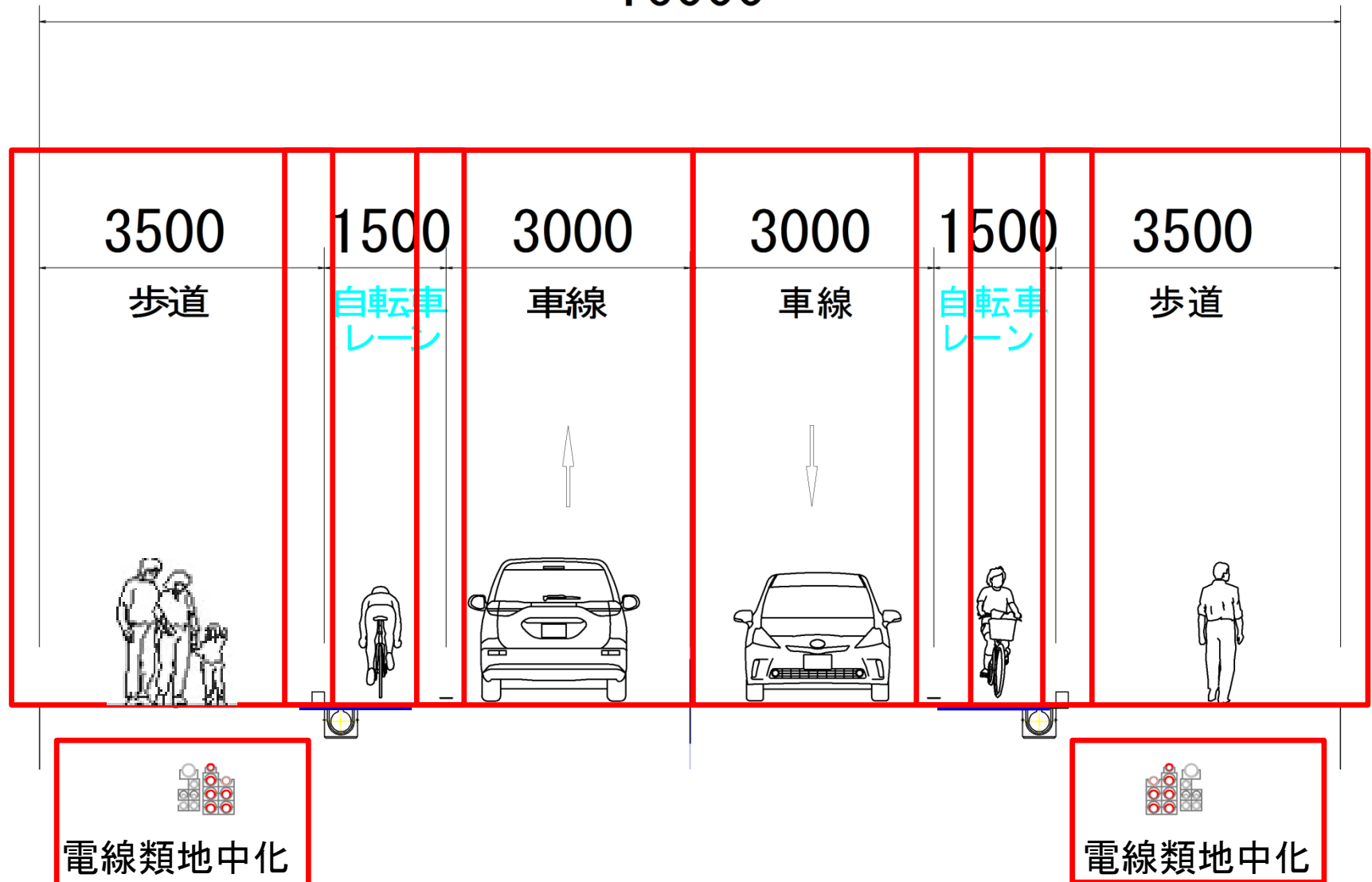


至 伊丹駅



都市計画道路の概要（③道路横断線形）

16000



目次

- ◆ 山田伊丹線の概要
- ◆ 道路整備による効果
- ◆ 事業認可区間の概要
- ◆ 事業認可について（告示内容）
- ◆ 事業認可に伴う制限・制度等について
- ◆ 今後のスケジュールについて



伊丹市

事業認可について（告示内容）

平成30年8月24日に事業が認可されました。

【都市計画事業の種類及び名称】

阪神間都市計画道路事業

3.4.82号 山田伊丹線

【施行者の名称】

伊丹市

【事業地の所在】

伊丹市昆陽南2丁目、3丁目

伊丹市堀池2丁目

伊丹市昆陽泉町3丁目、5丁目 地内

【事業施行期間】

平成30年8月24日 から

平成37年3月31日

事業認可について（掲示位置）



目次

- ◆ 山田伊丹線の概要
- ◆ 道路整備による効果
- ◆ 事業認可区間の概要
- ◆ 事業認可について（告示内容）
- ◆ 事業認可に伴う制限・制度等について
- ◆ 今後のスケジュールについて



伊丹市

事業認可に伴う制限・制度等について

◆ 建築等の制限（都市計画法第65条）

事業地内において、事業の支障となるおそれがある土地の形質の変更や建築物の建築等を行う際は、許可が必要となります。

◆ 土地建物等の先買い（都市計画法第67条）

事業認可の公告の翌日から起算して10日を経過した日以降、事業地内の土地建物等を伊丹市以外の者に有償で譲り渡そうとする際は、予定金額、買い主の届出が必要となります。

※届け出なく売買を行った場合は、50万円以下の過料に処せられることがあります。

事業認可に伴う制限・制度等について

◆土地等の収用（都市計画法第70条）

都市計画事業の認可の告示をもって、土地収用法第20条の事業認定の告示とみなされ、土地収用法に基づく各種規定が適用されます。

◆土地の買取請求（都市計画法第68条）

事業地内の土地で、土地収用法の規定により収用の手続きが保留されているものの所有者は、伊丹市に対し、当該土地を時価で買い取るべきことを請求することができます。

目次

- ◆ 山田伊丹線の概要
- ◆ 道路整備による効果
- ◆ 事業認可区間の概要
- ◆ 事業認可について（告示内容）
- ◆ 事業認可に伴う制限・制度等について
- ◆ 今後のスケジュールについて



伊丹市

伊丹市マスコット たみまる

今後のスケジュールについて

用地取得に伴う手続き関係

都市計画事業認可

平成30年8月24日 兵庫県告示 第772号

事業概要説明会

平成30年9月8日  本日の説明会

境界立会・測量

平成33年度までの3ヶ年をかけて、境界を確定し、取得する土地の面積を確定するための測量を行います。

土地・建物等調査、補償額算定

土地・建物等について調査をさせて頂き、適正な土地価格、建物の移転や撤去に伴う補償額の算定を行います。

用地説明

土地価格及び建物等の補償額を提示し、その内容についてご説明させていただきます。

契約締結

権利者の方々と契約を締結致します。

移転・土地引渡し

建物等の移転及び解体撤去等を完了頂いた方より、伊丹市へ土地のお引き渡しを行って頂きます。

工事説明会の開催

工事計画の概要について、説明を致します。

道路工事等の実施

道路工事を行います。

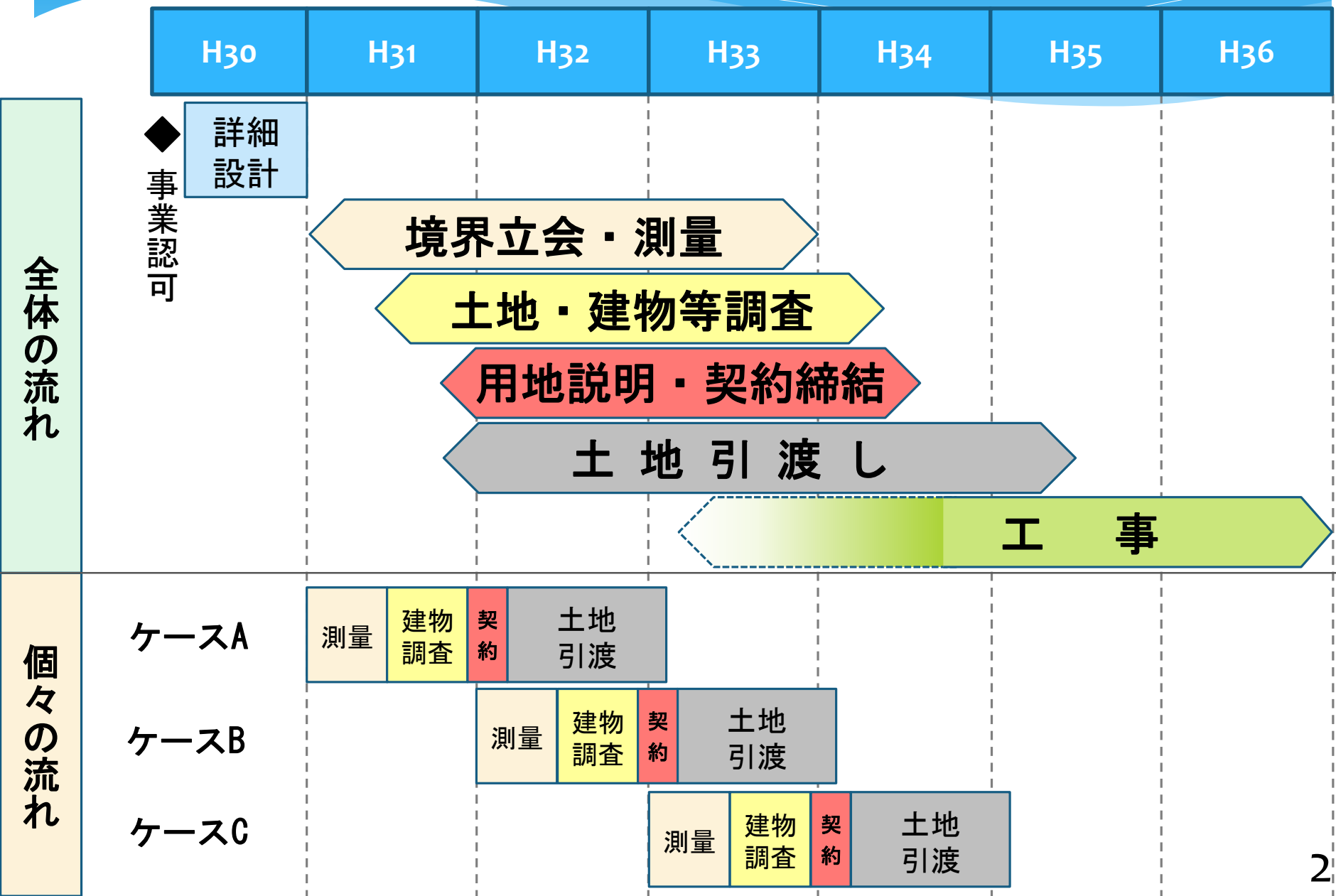
道路の完成

道路が完成します。

工事関係

今後のスケジュールについて

(年度)



ご清聴ありがとうございました



伊丹市マスコット たみまる